

薩摩藩領国經營と越中売薬（二）

徳永和喜

一、はじめに

越中売薬行商人は薩摩藩のみならず諸藩での行商権を確保し、維持する努力を払ってきた。売薬行商人の活動は富山藩にも財政的貢献をなし、藩の指導協力のもとに全国に展開できたのである。しかも、広範な行商圏を安定的に維持できた要因の一つは、北前船の存在である。北前船は売薬荷と行商人を確実に運ぶ有効な海上輸送手段でありえた。

薬は生活必需品ではあるが、需要を漫然として確保できるものではなかつた。封建社会と他藩という二重の他動的要因の働くなかで商業行為を支えるには、確実な物的・人的供給が必要であり、自在に操れる北前船の存在なくしては難しかつたといえる。

越中売薬行商人の活動を九州に限つてみると、薩摩藩を除いた九州全域を「九州組」が行商圏とするが、薩摩藩領域だけは「薩摩組」が行商圏としている。これは特例ではない。一つの藩を行商圏とする組組織は幾つか知られるからである。

「薩摩組」が封建的封鎖性の最も厳しいといわれる薩摩藩において、どのような活動の経緯を有したかを考察することで、薩摩藩の特質を浮かびあがらせることを小稿の目的とする。

薩摩組の成立とその経過、また藩權力による要求に薩摩組の構造的変化がみられる。その薩摩組の変質は、逆に薩摩藩の政治・經濟を極めて明確に反映したものであることを知るととき、薩摩組集団の自らの利益と薩摩藩の要求を融合させながら、最大限の機能を發揮しようとしている。しかし、薩摩組が直接に藩權力との交渉をなすことはなかつた。というのは、薩摩藩は薩摩組に領内での自由な売薬活動を許可することではなく、藩機構の製薬方支配下におき、その緩衝的役割を製薬方株所有の町年寄に委ねることとした。藩と薩摩組とを結ぶ仲介機関が、両者の利益融合をはかる役割を担う機能を有していたといえる。この仲介機関もまた、自らの利益を求めるものであり、藩・仲介機関・薩摩組の三者がどのように絡んでいるか。仲介機関の役割と限界を含めて、その存在意義を論じたい。

小稿における基本史料は『富山売薬業史史料集』であり、その中でも組仲間の結束と自立のための内部規律ともいえる内容をもつ「示談定法書」からの考察を試みた。

小稿は、過去に報告した一連の拙稿と関連するため、内容を寸描し引用史料を付してここに再掲する。

① 「薩摩藩密貿易を支えた北前船の航跡——琉球口輸出品「昆布をめぐつて——」（『黎明館調査研究報告』第6集）

の史料調査をもとに、薩摩組が回漕した昆布の数量的考察を試みた。

献納昆布・藩納昆布・裏昆布事情や裏昆布の太平洋廻船事例を取り扱つた。越中と薩摩の通交事情。

- ②「薩摩藩の琉球口支配と天保の改革——越後国村松浜薩州船遭難事件をめぐつて」（『尚古集成館紀要』第七号）

越後での薩摩藩密交易に焦点をあて、薩摩藩の密買昆布俵物交易の裏で行われていた薬原料密売が暴露された事件について述べた。「北越秘説」（川村修就文書 初代新潟奉行）・「新潟町会所文書」等を史料とする。越後と薩摩との通交事情。

- ③「薩琉関係史の一考察——昆布調達にみる薩摩藩の苦難」（『薩琉文化』第51号、鹿児島短期大学南日本文化研究所）

①②の内容に加え、「時規物語」を題材に、松前藩場所請負人であった「武川久兵衛家文書」（岐阜県歴史資料館所蔵）を加味し、日本海海域での薩摩藩密貿易を総括した。

以上の三編は、藩財政を支えたといわれながらその実態が全く解明されていなかつた琉球から中国への進貢品「昆布」調達の実態を究明することを目的としたものであり、藩営密貿易を断面的ながら史料的裏付けを得たと自負するものである。

これまでの薩摩藩密貿易の実態究明は歴史の裏舞台を明らかにすることであった。この裏舞台の隠れ蓑ともいえる越中売薬の薩摩藩での配置売薬の実際を確認しようとするものである。また、その中で今回の小稿の主眼は越中売薬の薩摩藩での営業実践を通して、薩摩藩の領国經營がどのように意識・展開されたかを見るものである。

越中富山という通称は薩摩藩の身分規制指示によれば越中八尾であったことがみえる。

二、薩摩組の存在と機構

(一) 薩摩組とは

越中売薬行商人にみられる特筆は、全国的であること、藩の領域を超えた広域の行商圈を設定してところにある。それを担う売薬行商人は自律統制の集団を形成していた。それが組とよばれるものである。植村元覚は「行商する商人たちが組を形成した。その成立の時期は明和のころといわれ、最初は十八の組があつたが、文化年間二十組、さらに二十一組によつて統轄した。安政には二十二組を数えたが、慶応の頃ふたたび二十一組になつた」（『行商圈と領域経済』、一六六頁）と、越中売薬行商人集團である組の数の変遷を述べている。江戸時代の藩の数に比較して極めて少ない組数であることが、行商する集団の論理によつて地域統合の結果であり、この組数で全国を網羅しているのである。九州地域を担当するのは、薩摩藩を除いた全域を「九州組」が、そして薩摩藩だけを担当する「薩摩組」があり、この二つの組によつて統轄されていたのである。

富山藩反魂丹役所は薩摩藩での売薬行商組については、二十組の示談定法によらず、「別組ニ被仰渡」とすることを決め、ここに薩摩組定法は特設の富山藩の認可を得ていた。その年代については、寛政十一（一七九九）年（第九五号）と享和元（一八〇一）年（第一号）と混同し、確定

していない。

越中売薬の中でも薩摩組の特色は、全体では越中売薬経営者と連人（従事者）比率が一対〇・七五であるのに対し、薩摩組は一対四・三という高い比率にあり、その経営規模の大きさが指摘されている（植村元覚『行商圏と領域経済』一七二頁）。

（2）薩摩組の成立

薩摩組関係の好史料として『富山売薬業史史料集』（第一編、第三集、第一「薩摩藩」第一号、以下「薩摩藩」関係は『史料集』第何号と略記）がある。同史料集は「薩摩藩」の史料が薩摩藩で売薬行商をした薩摩組の概略を記している。しかしながら、薩摩藩での売薬行商の開始については「年号及配薬之開始は何人なるかは不詳なり」としている。続いて「紀元式一千四百拾壹年（天明元丑）、薩摩御領内売薬禁止せられたり」とある。

つまり、領内売薬でも越中や他国売薬でも意味が通じるのである。天明元（一七八一）年越中売薬の許可が停止されたのかどうかを判断するのは困難である。

同史料は、さらに「紀元式一千四百四拾三年（天明三卯）ニおいて、越中八尾之町人として、御領内拾參人足御免許を蒙りたり」と、薩摩藩領内で越中売薬行商人が活動していたことが確認できる確実な年代は天明三年といえる。天明元年の記述は曖昧であるが、天明三年との関連でいくと越中売薬の再開との推察も可能であろう。

藩政史料、安永四（一七七五）年十二月付、家老小松清香申渡書に藩領内の合薬一手扱いを上野道伯に許可している史料がある。その中に「頃

日旅人之内、熊膽又は藥壳体相紛、無謂合薬等諸外城売廻・・不届之至」（『鹿児島県史料 旧記録追録六』、一三三〔八号〕）とあり、当時の売薬行商が禁じられことと同時に、売薬行商が不法ながら行われていたことが読み取れる。この史料にある売薬行商人と越中売薬との関係は不明である。管見の限り越中売薬の開始を明記した史料を見出しえない。しかしながら、「熊膽」の売薬行商の語句は、嘉永二年に「極上之熊膽 弐脢」（『史料集』、第九号〔九号〕）が薩摩組から薩摩藩に献上されていることはおもしろい。

薩摩組をはじめとする越中売薬行商集団は組を形成し、それぞれの行商圏に適応した自律事項を定めている。これが示談定法書とよばれ、薩摩組示談定法書（『史料集』、第一号）は文政元（一八一八）年のものが知られる。本稿の中心の史料であるとともに、ある意味では逆になぜ示談定法書でそのことが遵守されるべきものとして取上げられているのか。薩摩藩の内情を窺う好材料ともいえるのである。

なお、組の成立は「仲間一統納得之上相極め、各々承知印形致すもの也」（第九五号、第一号）とあるように、示談定法書は厳守すべき最小限の法令といえる。しかしながらその示談定法書の詳細な内部規律は、組仲間の維持を強固な・独占的なものとするに充分な要件をみたしていた。組仲間の強固な結束こそが、薩摩組仲間外からの干渉から薩摩組を守り、また朝鮮人参を主原料にする田代売薬（田代は対馬宗氏領有の飛び地）等の他国売薬商人との競合にも対処できた。富山藩もまた、結束の強い組仲間を求めて組自体に権限を付与していたといえる。

生活必需品の薬といえども商業活動にかわりはなく、他藩領という他の要因が働きやすい領域での組活動では、徹底した自律によって支え

られなければならなかつた。それは、常に営業許可の取消し（差留）の懸念を払拭できないものであつた。示談定法書による自律事項の掲示は組仲間の事前防衛のために機能する目的であつたはずであるが、規制を逸脱する行為に対してはどのような対処がなされたか。

薩摩組では出発規定に違背した場合「過料金拾両」となつてゐる。ただ、実際に現地に赴き売薬配置に携わる連人（業務従事者）たちは組の維持とか富山・薩摩両藩との関係を考慮する経営主体である雇用主に比べて意識の希薄さは否めないといえるのではないだろうか。過料設定は事前防衛と実態としての抑制の両者の意味をもつものと考えられる。というのは、他の組に比較して薩摩組がもつ特異な体質を植村元覚（『行商圏と領域経済』一七二頁）は「営業者である帳主と、旅先の配置・雇用される連人との割合は弘化元（一八四四）年の反魂丹上縮簿によれば、帳主一、二四八人に対し、連人は九四〇人、即ち一対〇・七五であった。この一般比率に対しても薩摩藩は、これを遥かに上まわり、一対四・三と、指摘している。薩摩組の場合は、旅先での配置売薬については連人にその業務を任せざるをえない特異な経営事情が存在した。このことがより自律性の高い規律を求めたといえる。

（3）薩摩組売薬商人に対する薩摩藩の身分規制

幕藩体制下の薩摩藩は入国のもっとも厳しい例にたとえられる。その薩摩藩で薩摩組は自在に売薬行商ができたかどうかは疑問である。薩摩藩側から薩摩組に課した規制に身分に関する事があつたことが知られる。

①天明三（一七八三）年

薩摩藩から領内売薬行商を許可されたのが「越中八尾之町人として」

（第九五号）

②寛政元（一七八九）年

「御領内居付人と申分ニ而」（第九五号）

③享和元（一八〇二）年

「彼地居付と申分ニ相成、可成ニ合薬商売取続申候」（第一号、第九五号）

④文化十二（一八一五）年

「鹿児島表ニ於而今度越中富山製薬を以て、御領内売薬之儀御免許被仰付たり」（第九五号）

⑤天保三（一八三二）年～嘉永四（一八五二）年

「私共名前ニ而ハ徘徊御指支之向茂在之ニ付、与兵衛殿取計を以御当處八尾之者雇下し召遣度由ニ被願出候得は、漸々御聞済ニ相成候故、其振ニ而是迄（嘉永四年三月）立入仕」（第三九号）

「私共儀ハ則八尾之者ニ而立入仕候事ニは相成」（第三九号）

「私共名前ニ而ハ御指支之向茂在之ニ付、御当所八尾之者之名目を以立入仕候」（第四四号）

⑥嘉永三（一八五〇）年九月

「去ル辰年（弘化元年・一八四四）琉球產物方計ニ而、右与兵衛手先越中富山之者共江入付被仰付」（第二三号）、「木村与兵衛手先」（第三三号）

⑦嘉永三年十二月

「御製薬手先之義ハ」（第四一号）、「御製薬御雇下之もの」（第六二号）

⑧嘉永四年六月、嘉永六年六月

「御製薬手先之義ハ」（第四一号）、「御製薬御雇下之もの」（第六二号）

①より、天明三（一七八三）年に許可された要件に、越中八尾の町人

としての条件が課されている。そして、②より、寛政元（一七八九）年からは薩摩藩領内居付の売薬商人であることが求められている。しかし、これは「人々彼之地ニ於而主人を取り、居付の身ニ有之故、・・但し、彼之地之主人不明」というように、居付の意味は実際に年中の居住を求めたものではなく、主人となる責任ある者を求めていたと解釈できる。

③より、享和元（一八〇二）年においても名目上、居付売薬商人と規定している。即ち、①②③は越中八尾の売薬商人が薩摩組として認可された者たちといえる。そのことを確認した史料が⑤ということになる。④において領内居付の条件が解除され、越中売薬が薩摩藩に実質的に認められたといえる。しかし、⑥⑦⑧でみられるように、藩製薬方の株を所有するものの手先・被雇用人としての身分でしか売薬行商が認められなかつたことを意味する史料である。嘉永三年に薩摩藩製薬方が創設されるに伴い、越中売薬を取り込んだ配置売薬を藩が志向した特別な事情に基づくものである。ここでも越中八尾という前提があつたと考えるべきであろう。

薩摩組の配置売薬は越中富山といわれていたが、越中富山ではなく、

越中八尾が正しいといえる。

天明三年の売薬行商を許可したのは越中八尾の町人として許可したことにはじまる。しかしながら、越中八尾の売薬行商人に限定した根拠を窺う史料は確認されなかつた。また、厳密な意味では嘉永期の薩摩藩側史料では、越中八尾と富山を混同している。下町年寄木村より藩製薬方宛に「越中富山之者共」（嘉永三年九月、第二〇号）、琉球產物方より村方役人宛にも「越中富山之者共」（嘉永三年九月、第二三号）、第三三号

第三四号文書も同様である。しかし、薩摩藩から示された付状雑形では、「越中八尾町何かし」（嘉永三年九月、第二二号）と書くように、越中八尾を明示している。このように嘉永期にいたつては、越中八尾の意味合いが薄れたものであろうか。

なお、文久三年正月の「富山売薬人紙仕入仕法」（『史料集』、第一集富山売薬業一般史料、第一一二号）によれば、「去戌（文久二年、一八六二）暮富山町二十人紙や相定り、其時八尾ニも年行司四人・大仲賈六人・小仲賈十人」とあり、八尾だけで二十人の紙関係者の存在を知ることができる。このように越中売薬に用いる包装紙の製造地であり、且つ供給地であつたといえる。しかし、このことが薩摩藩で越中売薬を八尾に限定する理由とはなりえない。薩摩藩にとって藩政上都合の悪いこと、例えば薩摩藩では禁制とされる淨土真宗の信仰上の問題が起こりにくい土地柄であるというような特別に八尾に限定すべき何かがあつたと推察されるのである。今後の課題としたい。

（4）薩摩組の人数と懸場

天明三（一七八三）年 十三人

（第九五号）

天明七（一七八七）年 十六人

（第九五号）

此年差留

寛政元（一七八九）年 十六人

（第九五号）

此年解禁

寛政九（一七九七）年 二十二人

（第九五号）

人脚增加一薩摩表久三郎所有の懸場五人脚を買入れ、二十二人脚となる。

*二十二人脚とするが、これまでの人脚十六人に五人脚を加えたのであるから二十一人脚となるべきであるが、文化十三年の四人脚を加え二十六人からして二十二人が正しいことになる。この間の史料不足。

寛政十一（一七九九）年（二十二人）

（第九五号）

享和元（一八〇一）年（二十二人）

（第九五号）

此年差留

（第九五号）

文化十三（一八一六）年（二十六人）

（第一号・第九五号）

人脚增加一加治木町日高平八所有の懸場四人脚を加える。

（第九五号）

文政十（一八二七）年

（第九五号）

此年差留

（第九五号）

文政十二（一八二九）年（二十六人）

（第一号・第九五号）

此年解禁

（第八四号）

嘉永三（一八五〇）年

（第二二号・第一四号）

此年日州領以外差留（日州十六ヶ郷と関外四ヶ郷合計二十ヶ郷）

（第一五号）

嘉永四（一八五一）年（十六人）

（第三一号～第三四号）

*製薬方手先として

（第五〇号）

嘉永五（一八五二）年（三十六人）

（第八二号）

安政二（一八五五）年

（第八四号）

*越中売薬へ許可

万延元（一八六〇）年（二十六人）

（第八四号）

薩摩組の人数の変遷は、薩摩藩の政策により、差留や解除（許可）がなされ、その度に献上品・上納金等の負担を余儀なくされた。また、薩摩藩が越中売薬に期待したのは、北前船による松前昆布の入手であった。薩摩藩は琉球口を介しての中国への進貢貿易を経営していたことによる。その最大の輸出品が昆布であり、その有力な供給者が薩摩組であった。本来薩摩組は売薬商人であつたが、薩摩藩の求めに応じるため昆布回漕の経営主体となり、その売薬商人の性格を変えつつあつたのが、『史料集』（第七号）が示す嘉永一年のことである。さらに、嘉永三年薩摩藩の製薬方の創設に伴い越中売薬への対処は複雑になつた。『鹿児島県史』（第二巻、五七七頁）に「安政三年、薩藩に於いて製薬座を創設し、配置売薬を藩営とした事があるが、之は失敗に帰したので、同五年以後、再び薩摩組に引渡した」とあり、この安政三年から五年にかけては『史料集』には記載がないことから、確認の手立てがないため『鹿児島県史』の文章をそのまま掲載する。

嘉永三年創設の薩摩藩製薬方は、次のような需要を計算していたことは興味深い。

領内惣竈数を六万八千七百軒とし、百軒につき十軒の有効需要を見込んでいるのである。そこで、各戸の配置薬の薬名と数量をあげる。

奇應丸五包・消化丸二包・目藥一貝など十四種の薬種と各数量をあげ、さらに各薬の定価を計上し需要金額を推測している。実際に藩製薬方が挫折したことは、予定通り行かなかつたことを物語つてゐるが、残念ながら販売実績の史料が得られない。

次に、薩摩藩領をどのように区分で担当したのかを文政元年の史料に

よつてみることにする(第一号)。

以上のように、鹿児島の売薬行商領域区分は城下町鹿児島と百十二ヶ
城によつて構成されている。なぜ薩摩領内を百十二の外城に区分したか
に関する史料は見あたらぬが、この区分に対しては、薩摩藩の製薬方
の指導だけでなく、組仲間結束のための売上高を勘案して分担領域が確
定したものと思われる（第九五号）。一つの領域での売上げについては、

文化十三（一八一六）年加治木町日高平八所有の売薬株四人脚を薩摩組が買い受けた（第九五号）というこの事例では、四人脚懸高が九百五十貫余であるとしている。それでは一人脚の売上高が二三七・五貫文・約三十三両（一両七・二貫文換算）となる。推測の域をでないが、越中売薬の一人脚の持参金に比較すれば、この程度の売上高は最低限といえるのではないだろうか。

また、領国支配上の中心である城下町鹿児島を宮島屋が懸場として独占したことは興味深く、その根拠を史料的に確認することはできないが、

宮島屋の薩摩組での役割を手掛かりとしてその様相を見る。

・寛政元（一七八九）年に薩摩組仲間で宮島屋親方は宮島屋仙右衛門であり、最大手の三人脚を有するのは能登屋と宮島屋の二軒のみである（第九五号）。

・文政元（一八一八）年の示談定法書では、外城区分にてくる宮島屋関係者は、専蔵・専助・専十郎・重五郎・専五郎とあり、五人脚を維持している。ここでも最大手の五人脚を有しているのは能登屋と宮島屋である（第一号）。宮島屋親方は仙右衛門であり、専蔵が旅先宮島屋の責任者であろう。

・文化十二（一八一五）年、差留解除の願人氏名は宮島屋仙右衛門と鳥羽屋五郎助である。

・文政十二（一八二九）年には、同十年に差留された解除を獲得する際の献上金負担によれば、宮島屋が十人脚となつていて、能登屋が五人脚であることに比較すれば、この時点では宮島屋が薩摩組で最も中心的な役割を演じていたことは否めない。

薩摩組の活動経過より、全体を通じて宮島屋が薩摩組で果たした役割は評価すべきものがあり、当初からその役割が期待されていたものと推察できる。城下町を売薬領域とした所以であろう。

ここでは、薩摩組の懸場を紹介し、城下町担当の宮島屋について若干の説明をするにとどめ、薩摩藩での他領商人活動の事例として越中薩摩組活動を、薩摩藩の領国經營の立場から第三章で述べることにする。統いて薩摩組の薩摩路、越中から薩摩への輸送路についてみることにする。

（二）薩摩組の輸送路と数量

（1）薩摩への道

越中から薩摩への輸送路はどのようにあつたか。

嘉永五年四月二十一日付、大阪の藤次郎外二名より富山薩摩組仲間宛書状には「当十九日（四月）朝当着仕候」・「明朝（二十二日）長浜仁三郎船より出帆仕度と奉存」（第五一号い号）とある。藤次郎が越中を発して大阪にどのような手段で着いたかは定かではないが、二十二日には大阪を出帆したことだけは確認できる。ところが、同文書に売薬商人善蔵が「当八日（四月）に着帆致」とあることから、善蔵は越中から船での到着があつたことがわかる。このことにより、越中を出帆し大阪に着帆する海上航路を利用しているといえる。

二十二日に大阪を出帆した藤次郎たちは、四月二十八日付、小倉より富山薩摩組宛書状に「私共船中無事ニ而今日當着帆仕」（第五二号）と報告している。小倉に二十八日に着いたのである。大阪・小倉間は瀬戸内海航路によつている。

さらに、藤次郎たちが小倉から薩摩に到着したのは五月十九日のことである（第五三号）。ところが同文書には九州路について次のように書いて

幕末期の状況を知る史料は見あたらないが、若干時代が下るが明治期の史料を手掛かりとしたい。

いる。「九州路馬荷都合悪敷ニ付、筑後住吉より便船ニ而參り候所、梅雨中ニ而順風惡敷誠ニ長道中ニ而難儀仕」と報告しているのである。この時は馬荷輸送に不都合があり、船便を利用するという柔軟な対応がな

されてゐる。九州路の輸送路は陸上輸送と海上輸送の両路が活用されてゐたといえる。

嘉永二年六月五日付
休兵衛・伊兵衛より富山の薩摩組仲間親方宛書

状に「就いては下関より大廻り荷無事着」（第一六号）とあり、下関を経

て海路薩摩に到着している。また、同文書の後半に「万徳丸積出し大廻

六月三日は不^レ残鹿鳴居相廻り安心仕候」とあり、船荷として送られ、怪譚が記されている。「大回り」には、この場合迄は、一晩で二三

「不規則」といふ場合起中を發して太陽に入る航路であるが、すべて長距離を回送することを大回りや大巡回と表

現する広義にも使われている。なお、『史料集』は「四月十八日出立敷、

五月廿二日鹿府着致候」と注記していることから、越中から鹿児島まで

一ヶ月と五日の旅程を要している。北前船と越中売薬の全国展開は両者

の共存によって成り立っていた。このように越中売薬を支えていたのは、

日本全国を自在に展開した北前船と売薬事業により網羅した情報網にあるといえる。

(2) 薩摩組壳藥販売量

前述のように、植村元覚氏の研究により薩摩組の経営規模は大きいことがわかつてゐる。薩摩組が薩摩藩で販売した年間薬量は、一体どれほどのものであつたろうか。

そこには、売薬荷物の種類・大きさ・個数及びその内訳金額などを記述している。売薬商人である送荷主・運送金額・売薬荷の種類・個数を荷数の多い順に一覧する。

小荷

田中屋清次郎 一円一〇銭

能登屋兵蔵

一円

鳥羽屋平蔵

八〇銭

大荷

八

大荷

一〇

荷主及び売薬荷物量は、

芳尾禎三郎・大荷四〇個・小荷二五個・小付二個、密田林蔵・大荷三〇個・小荷一樽

寺垣庄三郎・大荷一七個・小荷一個、金盛長蔵・大荷一七個、成田源藏・大荷一〇個・小荷七個

杉井弥兵衛・大荷七個・小荷三個、密田兵蔵・大荷八個、高桑平吉・大荷五個

薩摩組九名の売薬荷物送料の合計は、一八円二三銭となるが、史料では二〇円一五銭五厘の受領金額となつてゐる。内訳は大荷一七四個・中荷六個・半荷五個・小荷四個である。同史料では荷物の大きさにより、大荷一〇銭・中荷八銭・半荷五銭・小荷二銭五厘の運送費であることことがわかる。史料に明記された受領証金額と一覽表の合計金額とは一円九二銭五厘の差額が生じてゐる。

薩摩組売薬行商は年に二回なされ、同史料は五月の春廻りの売薬時期

に馬関の船問屋に廻送させたものといえる。売薬行商人九人で、大荷一七四個・中荷六個・半荷五個・小荷四個を数える。売薬荷物の多いほうでは密田林蔵四五個・中屋楨三郎三六個、少ないほうでは鳥羽屋平蔵八個・能登屋平蔵一〇個・田中屋清次郎一一個である。残り四人は一七個から二四個の売薬荷物となつてゐる。このように薩摩組内部の経営規模にも差があることがわかる。大荷とは縦四尺・横三尺・深さ二尺程の木箱であり、中荷・半荷・小荷は、それぞれこれから三分の一ほど容積が小さい箱であつたといふ（植村元覚『行商圏と領域経済』）。

同様に、明治十年八月三十日付、越中東岩瀬馬場道久より大阪浦田新兵衛宛「神徳丸仁郎右衛門船積送り状」（史料集上巻、第二集富山売薬業一般史料、第二四三号い号）がある。宛名の浦田新兵衛の住所は大阪江戸堀三丁目となつてゐる。その船荷について

以上であり、合計一七三個に及んでゐる。なお、「運賃岩瀬払」による海上輸送である。薩摩組の語は史料中にはないが、薩摩組に所属する人々である。また、越中の港湾の中で、東岩瀬港から薩摩向けの出航であつたことがわかる。

以上、纏まりのない史料の羅列に終始した観がある。越中から薩摩迄の交通路は海上輸送であり、薩摩藩から要求された献納昆布の調達事情が複雑さをました。薩摩組は北海道での昆布直接買い付けを手掛けた頃から回漕業的な役割を維持しなくてはならなかつたといえる。

三、薩摩藩の領国經營

(一) 薩摩藩出入国手続き

越中薩摩組の藩領内での売薬行商活動に対し、薩摩藩はどのように対応していたか。

薩摩藩への入国は嚴重で難しいとされている。しかし、薬という日常生活に欠くことのできない商品は、城下町・農村の地域や身分を問わず、

需要を生みだしていたといえる。しかし、自給体制維持を標榜する封建領主が恐れたのは農村への貨幣経済の浸透であった。領内の売薬業務の営業許可には、藩が直に薩摩組との交渉や指導の表にでることはなく、

すべて仲介機関を通してなされている。仲介機関については後述する」とにし、次に薩摩藩への入国から出国にいたるまでをみる。

①往来手形の発行

売薬行商人が行商地域の諸藩に往来するためには、諸藩の関所や番所を通過するための身分証の提示が必要となる。この往来切手・往来手形は富山藩によつて発行され、その史料が掲示されている（『史料集』、富山売薬業一般史料）。なお、越中出発についても文政元年に「出立及帰国等ハ可成前後見合、同時ニ往来可致候事」（『史料集』、第九五号）と、組仲間揃つての出立を示談書で確認している。

文政十二年の史料では「彼之表より便り無之内ニ旅立仕候事堅相成不申候、若心得違を以出立候もの共は、自分雜用ニ而仲間より飛脚差立、其上過料金拾両差出可申事」（『史料集』、第二号・第九五号）と、飛脚便の自己負担に加え過料一〇両が課せられる極めて厳しい内容である。同史料では付記に「彼表より便り御座候共、仲間一統打寄示談之上、究合等仕出立可仕候事」として、鹿児島からの入国の連絡があつた場合はその申入れに対応することを示談書に示している。

②入国手続き—往来証文改め

明治四年の薩摩組改正示談定法書に「鹿児島着之砌、定宿江逗留いたし、持參之往来證文差出御改を受け」（『史料集』、富山売薬業一般史料、第一四号）とされている。旅先藩に到着した売薬商人は、定められた宿に泊

まることが義務づけられ、往来切手の改めを受けることによって到着手続きとなる。

③売薬営業

明治四（一八七一）年の改正示談定法書には「猶又在廻願之儀は、銘々廻之鄉々書上、御付状申請候上、夫々徘徊可申候事」（『史料集』、富山売薬業一般史料、第一四四号）と、往来切手改めが済み次第、薩摩組の売薬行商人は担当する郷名を書きあげ提出することになっている。

その後、その営業区分の地域郷を明記した申請に對して、鹿児島旅人方町衆年寄より営業を認めた付状が下付される。付状はそれぞれの郷役人に對しての次ぎ書きである。ここに売薬配置業務開始のための手続きが完了したことになる（『史料集』、第一号）。そして、各郷を廻る営業である。

④帰国手続き

文政元（一八一八）年の薩摩組示談定法帳に「彼地（鹿児島）場所廻り相仕舞、人々帰国仕候節ハ、鹿児島表ニ而問屋を以町御座^江帰國手形を相願」（『史料集』、第一号）、「鹿児島町御座へ帰國之旨を届出手形を申受、御番所へ差出し罷通る事」（『史料集』、第九五号）とされて、鹿児島表の問屋とは、藩から製薬方掛を委任された人物を指している。藩と薩摩組を仲介する重要な役割を擔つている。

売薬業務終了後は、直ちに鹿児島表の定宿に移り、付状を返状することが決められている（『史料集』、第一号）。そこで、上記の「帰國手形を相願」（『史料集』、第一号）と、製薬方町年寄を通じて藩に帰國手形を申請している。帰國手形を受け、「津口御番所江差出」（『史料集』、第一号・第九五号）

ように、こと細かに藩の統制を受け、帰国することになる。但し、帰国に際しても「無故相残り、随意ニ帰国致間敷、可成丈前後見合、仲間同道可致候事」（『史料集』、富山売薬業一般史料、第一四四号）と、組仲間が揃つての帰国厳守を示談書は義務づけている。なお、『史料集』第一号文書は文政元年のものである。

薩摩組売薬行商人にとつて最も恐れたのは、営業を停止されることであり、売薬配置終了次第帰国し、旅先の領域経済に刺戟を与えないよう努めた。勿論、城下滞在や郷村売薬配置期間にも疑惑が生じないような行動が強く求められている。行商先藩での連人雇用や勝手な出立は富山藩から厳しく禁止されている（『史料集』、富山売薬業一般史料、第三九号）。

薩摩組が薩摩藩から帰国した後の藩政情報の収集は絶対必要であり、時宜に応じた対応もまた望まれ、薩摩組を代弁する協力者が求められた。

この要望に沿い、藩との緩衝機能を演じるのが仲介者であつたといえる。

(二) 仲介機関の存在

薩摩領内の売薬に関する安永四（一七七五）年の史料に「上野道伯江先祖代より、御領國中合薬一手主取申付置、一手之外合薬商売致間敷、先年以來度々申渡有之」（『旧記録追録六』、一三一八号）とあり、一七七五年段階では、合薬に関する権益を上野道伯なる人物が掌握していることがうかがえる。

① 寛政元（一七八九）年、合薬吟味役上野新右衛門様へお札銀として一人前錢十貫文宛、毎年七月十日・十二月二十五日の両度上納している

（『史料集』、第九五号）。

② 享和元（一八〇一）年、上野様から免許の証文を受ける。一人前錢十貫文宛を毎年お札銀として上納している（『史料集』、第九五号）。

③ 文政元（一八一八）年、合薬吟味役上野氏より合薬免許の証文が薩摩組に授与されている（『史料集』、第一号）。一人前錢十貫文を毎年七月十二月の両度上納している（『史料集』、第九五号）。

④ 文政十二（一八二九）年、同十年からの差留を解除する願立が、薩摩組から原田貞次郎を通じて薩摩藩に提出された（『史料集』、第一号）。

⑤ 同年、薩摩組の差留解除の出願は原田貞次郎を介してなされたが、その効果が得られなかつた。そこで、木村喜兵衛・与兵衛父子と協議し、木村氏より出願した。速やかに許可された。但し、この差留解除に際して献金千三百八十九両余により目的を達成した（『史料集』、第九五号）。一人脚の負担金は約五三両余となる。

以上の史料から、安永四年以前の何時からは不明であるが、代々上野家が合薬取扱いの権利を継いでいることが確認された文書といえる。寛政元年の上野新右衛門と前出の上野道伯との関係はあきらかでないが、同一人物か繼嗣者のいずれかと推測される。そして、文政十二年から木村喜兵衛がその合薬吟味役の権利を譲り受けたものであろうか。文書史料で確認される木村氏は製薬方下町年寄となつてゐる。

この木村氏の仲介者としての活躍は興味深いものがあるが、筆者の能力のなさから、原稿締切までにまとめることができず、このように中途半端のままでの提出となつた。残りは他日を期すことにしたい。